

の小譯官にて、爲人膽氣ありて俠者也、清人沈南蘋に畫を學び世に名高し、一時台命を蒙り、虎を畫くに、折しも蠻人虎を持來りしかば、紙筆を携へ、虎の檻ちかく居たりしに、虎踞りて頭を擧げず、はたらくけしきを見ばやと思ふによしなれば、みづから竹にて虎をたゝくに、やがて頭を擡ぐ、見る人皆大きに懼れて走り去る、あたり人なくなりたるに、斐獨自若として其さまをうつせり、其逃さりたる人かたらく、虎頭を擡る時、其眼のうへより丸き光りもの出て、人を追かくるやうにおぼえて堪ざりしに、斐が大膽不敵いふべからずと、舌をふるひしとなん。

〔柳菴隨筆七〕虎

文政十年丁亥、今度朝鮮國より差渡商人共買請申候虎の子、自然御内上覽被遊候御儀も可被爲有者、商人共より取上げ、御當地え差廻し申段、奉伺御内慮候處、上覽被遊間敷候間、御當地え差越候に不及との御事被仰達候、就夫商人共折角買入候儀と申、追々諸雜費等も有之、甚難澀仕罷在候間、元來異獸には御座候へ共、人家へ相育、人害を成候程の獸子にも無之、旁九州上方筋、可相成は御當地迄も差出し、一通り諸人見物致度旨願出申候、依之最早御不用の獸故、買請候商人共願望の通差免、一通り見物爲致候上は、早々對州へ取歸候段申付度奉存候處、日本に無之獸子□□を差免申候儀、如何に付、各様迄無急度申上候、不苦候儀に御座候は、願の通り申付候様仕度、御序の刻御内慮御伺被下候様致度候、乍然右様の儀、御内慮を得却て御差圖も難被成下、一通り無急度入御耳候迄にて、可然思召候は、書面御下被下様致度、何れ共宜敷御勘考奉希候以上、

閏六月

宗對馬守内

仁部郡右衛門

御書取

覺

書面、虎の子商人共買請候共、九州限り、尤其場所々に差支も難計候間、領主地頭へ懸合の